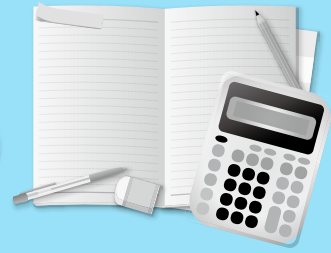


上尾税務署から 確定申告のお知らせ



所得税・個人住民税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

なお、確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

期間

2月1日(月)から3月15日(火)
(土・日曜および祝日を除く)
※ただし、2月21日(日)および2月28日(日)は開場しません。

時間

9時～17時(受付8時30分～)
※申告書の作成には時間を要しますので、16時ごろまでにお越しください。

場所

上尾税務署

自宅等で確定申告書が作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅等で確定申告書が作成できますので、書面で印刷して郵送・e-ITaxで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。
郵送先 上尾税務署 〒36

2-18504 上尾市大字西門前577)

上尾税務署 ☎770-1800 (自動音声案内)

※音声の流れますので、用件の内容に応じた番号を選んでください。

税理士による 無料税務相談

2月1日(月)から15日(月) (土・日曜および祝日を除く)までの間、税理士事務所において次の方々のうち少額な所得の申告相談、申告書の作成を無料でを行いますので、関東信越税理士会上尾支部へ事前電話連絡のうえ、ご相談ください。

- ①年金受給者の方
 - ②給与所得者で医療費控除を受ける方
 - ③年の途中で退職・就職した方や年末調整の済んでいない方など
- ※住宅借入金等特別控除を受ける場合や収入が600万円を超える場合などは、低額な料金が発生する場合もありますので、申込みの際にご確認ください。

☎ 関東信越税理士会上尾支部 ☎776-8777
9時30分～12時、13時～16時

償却資産の申告は 2月1日(月)までです

償却資産とは、事業を営む個人(法人)が使用している事業用資産をいいます。この償却資産は固定資産税の対象となるため、事業主は1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に申告することになります。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますのでご注意ください。

申告を要する方

償却資産を町内に所有する方または貸し付けている方
※なお、平成28年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、整理の都合上、申告書にその旨を記入して提出してください。

償却資産の種類

- 構築物 広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など
- 機械および装置 コンピューター、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など

●車両および運搬具 ブルドーザーなど

●工具、器具および備品 机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、きのこ栽培用ぼた木、無人駐車管理装置、金型など

申告を要しない資産

- ①耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの
- ②取得価額が20万円未満の償却資産で一括償却資産として3年均等償却を行っているもの
- ③家庭用に使用される資産
- ④自動車税または軽自動車税の課税対象である自動車、原付自転車など

電子申告のご案内

インターネットを利用した電子申告システム「eLITA X」(エルタックス)で償却資産の申告ができます。詳しくは町ホームページをご覧ください。

☎ 税務課固定資産税係 ☎2154

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の社会保険料控除資料（普通徴収分）を送付します

①国民健康保険税②後期高齢者医療保険料③介護保険料は、所得税や住民税の申告で社会保険料控除として所得から差し引くことができます。普通徴収（納付書または口座振替）で納付した方には、平成27年中の納付額を記載した「社会保険料控除資料」を、1月下旬に納付義務者あてに送付します。なお、この社会保険料控除資料には特別徴収（年金天引）分は含まれていませんので、年金支払機関

（日本年金機構など）から送付される源泉徴収票等で確認してください。

障害年金、遺族年金から天引きされた方には源泉徴収票は送付されませんので、納付額の確認が必要な方は、各担当へご連絡ください。

問 ①保険医療課国民健康保険係内2173
②保険医療課医療係内2175
③福祉課介護保険管理係内2124

非自発的失業に対する国保税の軽減制度

ご存知ですか

離職時の年齢が65歳未満で、次のいずれかに該当し、雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34となっている方は、国保税の軽減が受けられます。

①会社都合退職の場合（企業の倒産、リストラなど）
②自己都合退職で特定の理由に該当する場合

離職日の翌日の属する月から年度末までとその翌年度の最大2年度間（その間に国保を脱退した場合には、軽減は終了します。）

軽減割合
課税の根拠となる前年中の給与所得に100分の30を乗じて計算します。

申請に必要な書類
・町国民健康保険被保険者証
・雇用保険受給資格者証

問 保険医療課国民健康保険係内2172

国民年金制度のあらまし

問 保険医療課国民年金係内2173



国民年金にはどんな人が加入するの

国民年金には、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。職業によって次の3種類（被保険者）に分けられます。

第1号被保険者↓自営業者、学生、フリーターなど（第2号・第3号以外の人は収入にかかわらず第1号被保険者になります）

第2号被保険者↓厚生年金に加入している会社員や公務員など

第3号被保険者↓第2号被保険者に扶養されている配偶者※就職や退職、結婚や離婚な

どで加入の種類や氏名・住所が変わったときは、その都度届出が必要です。

年金つて若いときにも関係あるの

関係あります！国民年金は老後の年金だけでなく、病気やけがで障害が残ったときにも、障害基礎年金が支給されます。（ただし、年金保険料の納付要件や障害状態の審査があります。）

交通事故や病気など、万が一のことはいつ自分の身に起こるか分かりません。そんなときに、生活の支えになるのが障害基礎年金です。また、一家の働き手が亡くなったとき、残された家族を支える遺族基礎年金もあります。

保険料はいくら・納めるの

第1号被保険者の保険料は、1か月15,590円（平成27年度額）です。日本年金機構から納付書が送られ

収入がなくて保険料を納められない場合は

注意 国民年金基金に加入している方は、付加保険料の申し込みはできません。

学生であれば、在学中の保険料を後払いできる学生納付特例制度があります。学生でない方も保険料の免除や納付猶予を受けられる制度があります。いずれも前年所得による審査がありますが、納められないときはそのままにせず、ご相談ください。